

平成22年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成22年4月27日（火）

午前9時45分から正午まで

場所：宮城県行政庁舎 第二会議室

1 開会

○司会

ただいま定刻となりましたが、委員会の開催前に、この4月1日付けで県の人事異動がございましたので、県の職員を紹介させていただきます。

まず、環境生活部部長の小泉でございます。共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班の大友班長でございます。最後にわたくし、共同参画社会推進課課長補佐の及川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、平成22年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

本日は、石井山委員、佐藤委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。

なお、本委員会は、委員の半数以上が出席していただいておりますことから、成立することをご報告いたします。

なお、本日は傍聴される方は今のところございませんが、本委員会は公開することとされております。

また、議事録につきましては、後日皆様に内容を確認していただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部部長の小泉からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ 環境生活部部長

おはようございます。この4月から部長を拝命しました小泉でございます。1年ぶりに古巣に舞い戻ってまいりました。昨年3月31日までは環境生活部の次長ということで、1年間、気仙沼で仕事をさせていただきました。先生方にはよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

天気が4月の月平均と比較しますと、これまでの30年の中で2番目に低いということでございます。今後どのような天候になっていくのか非常に心配される状況ではないかと思っております。

今回は、民間非営利活動促進基本計画を新しく策定するにあたりまして、先生方にいろんな角度から忌憚のない御意見と御議論をお願いしたいと考えているところでございます。

NPO関係につきましては、計画策定後10年という節目を迎えまして、NPO活動自体がかなり社会的にも世間的にも認知されてきたのではないかと考えております。ただ、その一方では、当初、新しい社会の活動の担い手として期待されていた部分が、もう一步脱皮しきれないような壁にぶつかっているという現状があるのではないかと考えております。

様々な背景、理由はあるとは思いますが、今後NPOがどういう形で成長していくべきなのか、そしてそれを阻む要因が実際どこにあるのか、ここでもう一度率直に整理して、また率直に方向性、対応策を検討する時期にきているのではないかと考えております。

これは私自身の問題意識ではございますが、例えば、NPOを育てるために指定管理制度の中で多くのNPOの方々が施設の管理委託を受けてきましたが、単純に他の組織と価格競争だけで受託するようなやり方でいいのかどうか、NPOを育てていくという面からすると、人も育てていかななくてはいけないので、単なる価格以上の配慮すべき事項もあるのではないかと、期間についても成長していくだけの余裕を与えるような検討もする必要があるのではないかなど、思い切って問題点を洗い出していただき、何をどのような形でやればNPOが今後発展していくのか、この基本計画の見直しを通じて、是非明らかにしていただきたいと思いますと考えております。

私は、赴任してきた当初、在職中は問題から逃げない環境行政を展開するというを部下職員に明言いたしましたので、有言実行で対応して参りたいと考えておりますので、委員の先生方、どうぞ今後ともよろしく御支援御指導方よろしく願いしたいと思います。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

○司会

部長は所用のため、途中で退席させていただきますので、あらかじめ御了承願います。それでは、ここから山田会長に進行をお願いいたします。

3 議事

○山田会長

皆さんおはようございます。早くからご苦勞様です。今日もよろしく願います。

今、部長さんからお話がありましたように、基本計画の見直しを昨年度から進めて参りまして、おおむね結論に近いところまで到達してきたと思っております。大変ご苦勞さまでした。今、部長さんがおっしゃられたことは、後段の4章、5章にかかわるようなことかと思えます。特に、県その他行政とNPOとの関わりのあり方、協働のあり方についてふれられました。ただいまの話を受けて、若干、検討の余地もあるかと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

議事の方は、次第にありますように、報告事項と協議事項となっております。今日は先に報告事項をさせていただくことにしたいと思います。報告事項は2点ございまして、まずは、平成22年度の主な実施事業ということで、ご説明をいただきたいと思えます。

(1) 報告事項

① 平成22年度の主な実施事業について

○事務局

まず初めに、今回は私の不手際により事前に資料を送付することができず、ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。次回からは、いつもどおり、事前に資料を送付したいと考えておりますので、よろしく御理解御協力を願います。

それでは、座って説明をさせていただきます。早速、資料の確認をいたします。資料は6種類ございます。

まず、資料1として「平成22年度の主な実施事業について」がございまして。それから、資料2として、1枚ものですが、「宮城県民間非営利活動促進基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施について」がございまして。次に、資料3として、基本計画案で、パブリックコメント後の修正の仕上がり版がございまして。資料4ですが、基本計画案に関する今回の修正内容を見え消しで記載しているものです。資料5として現行の基本計画との新旧対照表案となっております。

それから、資料1から5のほかに、前回の平成21年度第6回委員会以降、パブリックコメント用の基本計画案に至るまでの過程で行った修正内容に関する資料を追加してございまして。資料番号が付されていないもので、「資料：第6回委員会からパブリックコメントまでの修正点」と青で書いてあるものでございまして。

そのほか、次回第2回委員会に関する通知と報酬等に関する通知を配布してございまして。

(2) 報告事項1(平成22年度の主な実施事業について)

それでは、報告事項の一つ目としまして、「平成22年度の主な実施事業について」を御説明いたします。資料1をご覧ください。真ん中の主要事業等により説明いたします。

まず、「特定非営利活動促進法(NPO法)施行関連事務」ですが、これは、特定非営利活動法人に関する事務や職員研修等に関する経費となっております。

次に、「民間非営利活動促進委員会運営費」につきましては、皆様に本日御出席いただいております本委員会の運営に要する費用となっております。昨年度は基本計画見直しについて集中的に御審議いただく関係で委員会を6回開催してございまして、今年度の開催は3回予定していることから予算が縮小しております。

次に、「みやぎNPO夢ファンド事業」ですが、昨年度21年度の2月議会におきまして、1千3百万円の補正予算をいただいたことから、予定してごじました県拠出金が終了したため、今年度はゼロとなっているものです。一枚めくっていただきまして、主要事業概要の「みやぎNPO夢ファンド事業」をご覧ください。加藤副会長が代表を務めてございまして「せんだい・みやぎNPOセンター」さんが運営しております「地域貢献サポートファンドみんな」の冠ファンドの一つとして、「みやぎNPO夢ファン

ド」を開設してございまして、NPO関係者、学識者、企業関係者及び県関係者による運営委員会におきまして助成団体を先行してございます。平成21年度には、12団体、総額5百91万円の助成を行ってございます。今年度につきましても、現在、助成団体の選考作業を行っておりまして、5月8日にも公開コンペを行う予定です。今年度は合計で8団体への助成を今のところ予定している状況です。

それから、「NPOサポートローン」につきましては、NPO法人が自治体から補助金や委託金等を受けて事業をする場合に支払われるまでのつなぎ資金として融資を行うものです。これは、東北労働金庫宮城県支部に1千万円を預託しまして、貸付の業務もお願いしているところです。

次に、「県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」ですが、これは、貸付を行っております県の遊休施設の修繕等に要する経費でございまして、年度により経費に変更が生じるため予算額も一定とならない傾向があります。

「NPO支援センター助太刀事業」につきましては、平成21年度から実施いたしました新規事業として、各地域のNPO支援センター及び中間支援型NPOがNPO活動の活性化のためのセミナー等を県と協働で実施する場合に、講師に係る経費の一部を県が支出するという事業でございまして、実績は2件のみでした。そのためかどうか、今年度は20万円削られてございますが、事業の見直しの検討も行いながら進めていく予定です。

最後に、「民間非営利活動プラザ費」ですが、これは、みやぎNPOプラザの管理運営に要する経費です。今年度は契約更新を行うことから、事務経費が増額されてございます。

以上で、平成22年度の主な実施事業についての説明を終了します。

○山田会長

はい。ありがとうございました。それでは、今のご説明に対しまして何かご質問、ご意見ありましたらいただきたいと思っております。

○布施委員

NPO支援センターの助太刀事業が昨年度2件しかなかったということで事業費が減額されたということだと思いますが、地域で支援センターを設置する市町村が増えていることからということなのですが、本市の場合はまだそこまでには至っていないという状況があります。しかしながら、実はいろいろなサポート支援は市としても積極的にしていかななくてはいけないと思っている状況もございまして、現状のニーズが本当はないのか、十分だからないのか、まだそこまでには至っていないから顕在化していないのか、ぜひそういうところを本市だけではなくて、県内の地域の様子などもリサーチをしていただきながら、ご検討いただければいいのかなと思っております。

○山田会長

ありがとうございました。今の話は、単純に実績ということではなくて、実際に各自治体、地域でニーズや実態がどうなっているのかによって予算計上すべきではないかというご指摘でした。可能な時点からそういう方向でご検討いただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○加藤副会長

支援センターや支援センター的NPOが申請しないと出ないということだったのでしょうか。例えば自治体の担当者が勉強会を開きたいということでも出るんですか。もし、そうだったら使いやすいということで、もう少し使われるのではないかという感じしたのですが。

○事務局（班長）

1年目については、地域のNPOを支援するためのセミナー等で従来事業とは違うものというような条件が少しくつかったところもあったかと思っておりますので、現在、より使いやすい事業に向けて内容を検討しております。市町村が申請することも可能ですし、NPO支援センターがない市町村でも可能ですが、市町村での住民組織との協働のまちづくり等の取り組みもございまして、従来活動と個々のNPOへの支援という線引きのところで検討させていただいております。

○山田会長

使いやすくしていくということと、今年度からは使いやすくなっておりますという広報もしていただ

きながら推進していただければと思います。

○遠藤委員

NPO支援センター助太刀事業ですが、存在自体が僕はわからなくて、こういうものがあつたんだなと気づきました。石巻のNPO支援センターを見ると、ほかの地域のセミナー等のチラシ等は数多くあるのですが、石巻で開催するものがあまりないのです。対象団体は限定されているようですが、石巻の場合は職員も人数的に少なくセミナー等を企画することもできない状態なのかと思います。また、市の市民活動推進課でもセミナー等の企画までは実際にやっていないが現状です。条件が厳しいということもありますが、企画する人員の問題もあるかなと思います。

○事務局（班長）

そのことにつきましても、班で話し合っておりまして、既にみやぎNPOプラザの大久保代表に相談いたしまして、そういう企画等も含めて県やNPOが手伝って企画に関わって開催していくようなやり方で広めていきたい等と検討しておりました。

○山田会長

ほかにございせんか。それでは、平成22年度の主な実施事業につきましてはよろしいでしょうか。それでは二つ目の民間非営利活動促進基本計画案に係るパブリックコメントの実施について」ご報告をお願いいたします。

② 宮城県民間非営利活動促進基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

○事務局

資料2をご覧ください。平成22年2月23日から3月23日までの1ヶ月間を募集期間といたしまして、これまで本委員会で御検討いただいた基本計画の見直し案を県民の方に公開しまして、御意見をいただくパブリックコメントを実施いたしました。

周知方法は、県政記者会への投げ込みや河北新報への掲載、ラジオでの放送など、なるべく多くの広報媒体を活用いたしました。

説明会は、柴田町、登米市、仙台市、気仙沼市の県内4箇所で開催いたしました。説明会には、石井山委員と大久保委員に御参加いただきまして、御説明や御回答を賜りました。ありがとうございました。説明会でいただいた御意見が5件ございましたが、パブリックコメントと同様に取り扱い、県の考え方をお示しすることとさせていただきます。

そして、パブリックコメントの状況ですが、書面により御提出いただくことにはしておりましたが、結果的には1件の提出もなかったということで、残念ながらゼロ件ということとございました。

以上でパブリックコメント結果についての説明は終了しますが、意見が1件もなかったことにつきましては、前回平成16年度と比較した場合、周知方法に問題があったとは考えられないところもございますことから、NPOに対する社会の認識がこの5年で何か大きく変化してきたのではないかと感じたところでございます。

○山田会長

はい。パブリックコメントの実施状況についてご報告いただきましたが、何かご質問ご意見ありましたらいただきたいと思っております。

○布施委員

パブリックコメントがなかったということは、それだけ理解と周知が深まったというお話だったのですが、私はそうではないと思います。むしろ、パブリックコメントとは何だろうということ、この中身に関するよりも制度に関する興味、関心がある方が気がついたこととか感じたことを意見としていただいたことがあったのではないかと。今回に関しては新鮮味もなくなったので、見なくなったということではないかと思っております。なぜならば、その後の説明会での意見の中でも、結局NPOとは何かという質問やご意見も出ているわけですよ。これは別に登米だけがすごく理解度が低くてほかはものすごく高いのではないかという見方もあるとは思いますが、まだまだ本当は浸透していないのではないかという気がします。パブコメといってもわかる人はあまり多くはないのかなとも思います。やはりどうすれ

ば多くの人たちに知っていただけるような届け方をするかといった視点が必要だという感じがいたしました。我々の反省も含めてそのように感じました。

○山田会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

○小澤委員

質問がございます。説明会の広報はどのようにされていたのか。会場によっては1名という少ないところもあり、また布施市長のところは14名ということで、何か特別な広報をしてるのかどうかということも含めてお聞かせいただければと思います。

○事務局

広報につきましては、会場やセッティングの調整等がありまして、新聞やラジオまでの広報には至らなかったということがあります。中間支援組織さんなどにもお願いいたしましてチラシの配布やホームページ、市町村関係ということで、基本的には紙ベースでの広報しかできなかったということがございます。その中で、人数が多いところと少ないところがあるということにつきましては、多いところにつきましては、市町村さんの御協力をいただきまして、何かのイベントや会合の中で説明の機会をいただいたということがありました。以上です。

○小林委員

今さらという感じでもあるのですが、これからのこともありますので、パブコメの会場の設定の仕方についてです。月曜日と木曜日で実施されていますが、なかなかNPO活動をしている当事者の方が参加しにくいところもあったのではないかとこの気持ちもあります。また、3月のこの時期というのは、とても決算期で忙しいというところもあって、流れて仕方がなかった時期ではありますけれど、意見を書きたいけど時間がないという方もけっこうあったのではないかとこの思うので、これにとどまらず、もう少し広く耳を傾ける姿勢を示していく方法はないのかなと感じましたので、考えていただければと思います。

○山田会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。皆さんの今のお話は、一つはNPOに対するフレッシュな関心がどうも少し薄れているのではないかと、またそういう中で促進計画を含め対策にどう取り組んでいくかという一つの課題であるということがわかりました。もう一つは、広報なり案内の仕方などにもう少し工夫が必要ではなかったかということ。それから、今回の基本計画には市町村のNPOへの理解ということがかなり意識されていたと思うのですが、どうもまだまだ疑問点が残るわけで、市町村に対する働きかけがもう少し何らかの形で必要ではないかという印象を受けました。登米市さんのように市長さんが熱心なところは、このように多くの方にお出でいただけるわけですが、そうではないところは、少し寂しい状態だということも影響しているのではないかとこの思いましたので、これから基本計画の実施に向けても、市町村におけるNPO理解と促進というのは工夫をしていく必要があるとあらためて感じた次第であります。

○大久保委員

私が3回も会場に足を運んでお話を聞かせていただきましたが、参加人数が登米市と気仙沼が多かったということについてですが、登米市に関しては、登米市の職員の方々のお力でこれだけの人数が集まったという結果だと思います。これは、日頃のおつきあいを通じて登米市の担当者の方々とのネットワークができてきているという関係性があったと思います。お話もたくさん出ました。NPOとはという基本的なところからのお話もあったと思いますが、この基本計画が自分たちとどの点でつながるのかという直接さをあまり感じられないでいたのではと思いましたが。それから、気仙沼については、みやぎNPOプラザ主催のマネジメント研修と併せての開催でしたので、研修に参加された方々がこの基本計画の内容を知らされたということになります。そうでもなければ、非常にこのためだけで集まってもらうというのは難しい。それだけあまり関心がないという感じがいたします。つまり、基本計画が自分たちにとってどういう影響を及ぼすのかということを感じていないというのが実感です。位置づけそのものが、市

町村で活動する方々にどのように影響を及ぼすしていくのか、プラスになっていくのかというところがたぶん伝わっていないのではないかと。県と市町村との関係のNPO支援に関するあり方が、やはりわからないという状況ではないかなと思います。皆さんの意見を聞いてる中では、ここに書いてあるとおり、わからないからカタカナ等も使わないでくれということもありました。後は書面でのパブリックコメントがなかったということですが、ネット上からできる仕組みも必要ではなかったかなと感じています。今ちょうどNPO法人の会計基準の策定を展開している全国ネットワークの中では、パブリックコメントはそのような形で簡単にネット上から入れられるような仕組みを作って多くの意見を集めているということもありますので、そういった工夫もこれからは必要なのではないかと思いました。

○山田会長

ありがとうございました。またこういうこともいろいろ企画されるかと思えますし、今のお話の中にNPOの推進、支援に関するヒントのようなものがいくつかあったと思いますので、これを踏まえて取り組んでいただければと思います。以上でよろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。二つ目の協議事項になりますが、昨年度から進めて参りました基本計画の見直しになります。おおむね結論も得ていることでもありますし、パブリックコメントも終わったところですが、その中から出ました意見や前回の委員会でお出されました最終的なご意見につきまして、いくつか対応された内容がございますので、それを中心にご報告をいただき、ご検討いただければと思います。それでは、①の基本計画案に対する意見についてお願いいたします。

(2) 協議事項

① 宮城県民間非営利活動促進基本計画(案)に対する意見について

○事務局

それでは、計画案に対する意見と、その意見への宮城県の考え方について御説明いたします。資料2の裏面をご覧ください。

パブリックコメントの説明会でいただいた意見は5件でしたが、その御意見への県の考え方を掲載しております。

登米市さんの方で開催した説明会において、「専門用語やカタカナが多くてわかりづらい。」という御意見をいただきまして、県の考え方としましては、「基本計画の中では、これまでNPOやその活動が発展し、また社会的な認知が広がる過程において議論されてきた言葉や理論、考え方なども踏まえながら、理念や方針を検討していることから、専門用語等を使用して説明している箇所があります。それらについては、表現の変更や解説を加えるなどしておりますが、さらにわかりやすい計画の策定に努めて参ります。」としてございます。

続きまして、「法施行後10年になるが、正しい理解が一般の住民に浸透していないのではないかと。「非営利とはどういうことか」とか、「NPO法人とは何か」と聞かれることが多い。」という御意見がございました。これにつきましては、県の考え方としましては、「実態調査結果からも、NPOに対する理解不足については、行政をはじめ社会的な傾向であることがわかりました。

基本計画第4章の1の(2)の「イ NPOへの理解の促進」に記載しているとおおり、公報や啓発、情報提供等を行い、NPOに対する正しい理解を促進していきます。」という回答としております。

次に、「企業からの寄付が少ないということだが、地域では、お祭りのときなどに、チラシや広告などに寄付してくれた方の名前を掲載するなどの工夫をしている。県の公報などを使うなど、公告効果を利用されてはどうか。」という御意見をいただきました。これにつきましては、「第1章の3の(3)の「ハ みやぎNPO夢ファンド事業」に記載しているとおおり、事業の有効活用の一環として、その原資となる寄付については、市民や企業等から幅広く支援を受けている状況ではありません。御提案いただきました内容を参考に寄付をしやすい環境づくりに努めることとし、第4章の1の(2)の「ニ 財政的な支援制度の充実」の内容に盛り込みました。」ということにさせていただきます。

続きまして、気仙沼市さんですが、「団塊世代が長年培った経験を活かすという記載があるが、若い世代がNPOに参加するもしくは仕事とすることについて、計画内に盛り込まれているか。」ということでもございました。これにつきましては、「基本計画第1章の2の(1)において、NPOを取り巻く情勢として、団塊の世代が一斉に定年退職したことに触れ、具体的な事業としては、第4章の1の(1)のイの中で団塊の世代等を対象に講座等を開催することについて記載しています。これは、団塊の世代の一斉退職をNPO活動の推進のチャンスと捉えて焦点を当てた記述をしているものです。一方、団塊の世代や若

い世代等に限定せず、あらゆる世代の担い手の広がりを目指して、第4章の1の(2)のハに記載しているとおりに、人材育成の充実を図ることとしております。」という回答とさせていただきます。

それから、最後ですが、「研修やリーダー養成を終了した後、実際の活動を行う段階で資金繰りに苦しむので、そこに経済面での支援をしてもらえないか。」という御意見がございました。これにつきましては、「基本計画第4章の1の(2)のニ「財政的な支援制度の充実」に記載しているとおりに、市民や企業等からの寄附と県からの拠出金を併せて助成する「みやぎNPO夢ファンド」をはじめ、「みやぎNPOサポートローン」や県税の優遇措置などの財政支援を引き続き行っていきます。」としてございます。この御意見は市民活動をされている皆さんの思いや希望であると考えでございます。一方で、県財政をはじめ、行政の経営が厳しい状況でございまして、前向きなお約束が難しいというところもございまして、現行の財政支援制度の継続を述べるにとどまっている感じとなっております。

以上で、基本計画案に対する意見についての説明を終了します。

○山田会長

はい。ありがとうございました。ここに出されましたご意見に関しましては、基本計画案の中には盛り込まれているので、今後、これらの内容を理解していただくための努力をするであるとか、あるいは、これらの御要望に対して事業実施の面で努力をしていくという御回答だと思いますが、こういうことでよろしいかどうかということと、それから何か御質問がありましたら、どうぞいただきたいと思えます。

このまとめに対してはよろしいですか。それでは、説明会における意見についての回答を御了承いただきました。

続きまして、②の基本計画の第1章及び第2章について、御説明いただきます。

② 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章及び第2章について

○事務局

基本計画の修正状況についての説明を行います。

前回の第6回委員会等におきまして、いただきました御意見に基づいて修正を加えてパブリックコメント用の計画案素案を作成しまして、それに対して山田会長及び加藤副会長から御意見をいただきまして、パブリックコメント用の最終の計画見直し案を作成するという過程を踏んでございます。

先ほども説明いたしました、その修正内容に関する資料が、資料番号のない追加資料「第6回からパブリックコメントまでの修正点」というものになってございます。

そして、パブリックコメント時点での計画案に対して、説明会で5件の御意見をいただいておりますが、そのパブリックコメントの時期と平行して、市町村と県庁内各課へも御意見の依頼をしております。その中での意見等も踏まえまして、今回、修正案を作成してございます。資料4となっております。

ちなみにですけれども、市町村からの意見につきましては、残念ながらゼロ件という結果でございました。

以上のように、今回の修正は2回にわたって行っておりますことから、少々煩雑となりますが、各章の説明におきまして、まず、パブリックコメントまでの修正点を説明し、次に資料4であるパブリックコメント以後の修正点を説明をしていきたいと思えます。

説明は、文言や表現等の校正等は基本的に省略させていただきます。

なお、修正内容の記載方法ですが、追加部分につきましては、青色の下線で、削除部分につきましては、赤色の取消線で表しております。

また、前回の資料同様に、同じ頁の中で、左側が1頁目、右側が2頁目といった形で配置して印刷しております。少々文字が小さくて申し訳ありませんが、御了承願います。

(1) 第1章の説明

それでは、はじめに、第1章について説明いたします。

まず、パブリックコメントまでの修正点を説明いたしますので資料をご覧ください。

2頁の10行目でございますが、NPOは、参加の多さよりも、自発的に行動することの意義が重要であるとの御意見がございましたことから修正しております。

2頁真ん中より下の「2 NPOを取り巻く情勢」の(1)のタイトルですが、「公共サービスの担い

手」という表現に少々偏りがあるのではないかとということがございましたので、「社会的・公益的活動の担い手」へと修正してございます。

そして、その下方ですが、関心の高まりだけではなく、行動する市民の増加について加えております。また、さらに下の方には、団塊の世代の社会参加を担い手の広がりの可能性へとふくらませております。

次に、4頁をお開きください。委員会での御意見をもとに、5年前の前回と比較して調査対象とするNPOが増加している傾向につきまして、情報発信するNPOの増加とNPO全体数の増加という分析としてまとめてございます。

次に、7頁でございますが、庁内連絡調整会議だけではなく、県庁内関係機関との連携等にも言及する形に修正してございます。

それでは、次に、資料4の方をお開きください。

説明会での意見の方で、専門用語やカタカナなどがわかりづらいとの意見がありましたので、解説を丁寧にしたり、カタカナ用語の方をカッコ書きにするなどの修正を、計画の全体的に加えてございます。

4頁の下の方をご覧ください。中間支援組織とNPO支援施設の説明があいまいこともございましたので、その修正を加えてございます。

続きまして、5頁目をお開き下さい。上から9行目ですが、NPO支援施設間や中間支援組織間の連携も必要ではないかとの意見もございましたことから加えたおります。

5頁の真ん中あたりのイのみやぎNPOプラザについては、18頁の施策と事業の方でも同様の説明がございましたので、はじめに説明が出てくる5頁の方に集約しております。

6頁のサポートローンや県税の課税免除については、説明を丁寧にしております。

7頁目をお開きください。真ん中あたりの、チの促進委員会の部分ですが、これも後ろの24頁の方の体制づくりの方で詳細な説明が出てきておりますことから、これも9頁の方へ集約しております。

それから、市町村との関係につきましては、計画の全体的なところでの今回の修正でございますが、県がリーダーシップを発揮することが大切である一方で、地方主権型社会の進展により、同格の地方自治体として尊重し合う立場でもあるということでもありましたので、今回、この計画の全般にわたって表現の見直しをしてございます。

1章の説明は以上です。

(2) 第2章の説明

次に2章について説明します。

はじめに、パブリックコメント用計画案までの修正状況を説明しますので資料をご覧ください。

10頁目になりますが、前回の委員会におきまして、(1)と(2)は内容がかぶっているのを一緒にしてはどうかとの意見がありましたので修正しております。

11頁目をご覧ください。「結び手としてのNPO」ですが、前回の委員会での御意見によりまして、市民同士が国境を越えて世界と繋がる役割について追加してございます。

それでは、次に、資料4の方の9頁をご覧ください。一番上になりますが、これまでは、「次のとおりとらえることができると考えます。」という少々弱い表現としておりましたが、この計画の意思として、「次のとおりとらえています」という明確な表現に修正いたしました。

それから、9頁の⑦柔軟性と機動性につきましては、NPOの特徴の全般に及ぶ性質でもございまして、順番を一番最後へと移動いたしました。

次に11頁から12頁にかけてご覧ください。

「3 NPO支援における社会的課題」と「4 NPOの課題や今後望まれること」について、それぞれ前段については、既に説明している内容の繰り返しになっているところがございましたので、割愛させていただきました。そして、「4」の(1)から(4)につきましては、入れ替えや表現の修正、追加などをしまして、内容を明確な形へと修正してございます。

第1章と第2章の説明につきましては、以上です。

○山田会長

はい。ありがとうございました。少々複雑ですが、タイトルのない方が皆様から御意見いただいたものを中心に修正したもので、資料4の方がその後のことも入れて修正をいただいたものでございます。1章、2章につきまして、御質問御意見をいただきたいと思っております。

○加藤副会長

1点ですね、2頁に「NPOを取り巻く情勢」の「社会的・公益的活動の担い手の広がり」というところがあって、団塊の世代に対して若い人世代はどうかとの御意見があったと思います。そこで、ちょっと抜けているかなと思うのは、特に若い人を中心に今起きているのが、就職先として職場としてのNPOというとならえ方がかなり普遍的に広がってきたという実態です。若い人や新卒で入る方もだんだん増えてくるような時代、それからそういう方を雇用するようなNPOが実態としては相当増えてきているので、その辺の記述をこの段階世代の後ろのところにも書き足しておくとの後の方につながるのではないかと思います。

○山田会長

いわゆる仕事としてのNPOの場ということですね。それをどこにだっただけでしょうか。

○加藤副会長

2頁の2の(1)の担い手の広がりところに、少し一緒に具体的に書いていただきたいということです。

○山田会長

そうですね。表現は御検討いただいて書き足していただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

5頁の(3)のイのプラザの設置とありますが、この段階だと運営の方が良いような気がするのですがどうですか。設置を新たにすることではないですね。これは運営ということで御検討いただければと思います。

○遠藤委員

先ほどの加藤先生の御意見に追加ではないですけど、NPO法人として法人化したのは、起業としてのNPOのとならえ方をしております、雇用を生み出す組織になろうということもあって、僕らの仲間でもNPO法人を立ち上げて、社会的起業家というか、ビジネスを通して社会貢献するという位置づけでNPOを立ち上げる人が増えてきているので、そのような記述があると、NPOはただのボランティアではないというような意味でとってくれる若い人たちも出てくるのではないかと思います。

○山田会長

加藤さんの御意見に付加しての御意見でした。

○小林委員

12頁の4の「NPOの課題や今後望まれること」のところですが、「NPO側に求められるものとして以下のような課題や目標が挙げられます」となっておりますが、この計画がNPOの支援や発展に寄与するというのであれば、現在法人化しているけども、NPOとして弱い部分であるからどのようにサポートしていくのかということが言いたいのではないかと思います。それでNPO側に求められるものという書き方が、視線がどちらからどちらへ行っているのかということでもわかりにくくなっているのではないかと思います。ここをもう少し意識的に運営できるNPOを育てていくためにというような視点になると思うのです。そこが少し混乱して読まれてしまうのではないかと。NPO側からすると、余計なお世話と見られてしまいかねない表現にもなっているような気がします。

○山田会長

そうすると、これは前文のところ、NPO側に求められるものというよりは、NPOを支援する視点としての課題ということで、ちょっとこの言い回しを考えていただくということと、それから、タイトルは「今後望まれること」が良いですか。

○加藤副会長

今の小林さんの御意見を整理すると、全体の第2章のタイトルが「基本計画におけるNPOのとならえ方」なので、あくまでこの基本計画で策定をした側では、NPOの現状と課題をこのようにとらえてい

ますというような、第2章のタイトルとつながるように工夫すればわかりやすくなるのではないかと思います。その部分で、社会から求められていることに応えられるようなNPOになっていただくために、基本計画はあるんですというように、ロジックとしてはそうしたいということですよ。

○山田会長

第2章の冒頭に書いてある「NPOを次のとおりとらえています」ということを受けるような形でということで、今のところを点検していただくということですかね。4の冒頭の語尾を整理するということがよろしいですか。

○小林委員

このごろNPOの居直りというか、私たちは壮大なことをやろうとしているのではなくて、これでいいんだという感じで、それで余計なお世話というか、それで講座の呼びかけをしたりインボルブメントした方がいいのではないかといったときに、私たちはこの範囲の活動でいいのだと言い切ってしまうNPOさんが多くなってきているような気がするのです。特に私が持っている子育て支援の範囲ですが、急に指定管理や委託などが降ってきて負わされていくことが、ちょっと多くなっているかなというところがあって、それに対する拒絶反応のようなものも見えますので、もう少し書き方に留意するともっとすんなり受け入れてもらえるかなと思いましたのでお話ししました。

○山田会長

今のニュアンスを受けて、少しこの部分の文言を整理していただいて。これは、加藤さんと私の方で見せていただいて、最終的なものにしていくということよろしいですか。

ほかはよろしいですか。それでは、次は3章についてご説明をお願いします。

③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第3章について

○事務局

それでは、3章の説明をはじめます。

パブリックコメントまでの修正状況ですが、特に大きな修正はしてございません。

ただし、これも計画全般的な修正になりますが、「圏域」という表現を使っておりまして、あまり聞き慣れないという御意見がございましたので、基本的には「地域」という表現に修正いたしました。修正場所によっては、前後の状況から「県内各地域」としているところもございます。

では、資料4の方をお開きください。13頁でございます。

「2 基本計画の見直しの必要性」の部分ですが、なぜ今回、計画の見直しが必要だったかという重要な箇所になりますが、中身を見ると、理由が二つになっておりまして、一つ目が市町村の取り組み、二つ目がNPOを取り巻く社会的変化等となっております。県の計画という中で、市町村の取り組みをクローズアップさせすぎている感があるかなということもございましたことから、施策側の県としては「市町村」だけではなく、「地域」における取り組みに焦点を移した形に修正してまいります。こちらも御審議をお願いいたします。

次に、14頁の(3)ですが、ここは基本方針1の施策の柱2へつながる視点として重要な部分でございますが、行政の理解を中心に記載されてございました。そこで、基本方針1の施策の柱2というのが社会の理解というところでございますので、その社会の理解へと表現の修正を加えております。なお、行政の理解については、既に、14頁の最後の行以降に記載されてございます。二重に記載されていたということでございます。

15頁をお開きください。下から5行目ですが、ここについても、「次のとおり整理しています」という弱い表現だったところもございますので、「次のとおりとします」と意思表示する形に修正しております。そのほかは表現等の修正となっております。第3章については、以上です。

○山田会長

はい。ありがとうございました。資料4をご覧いただいた方がいいと思いますが、13頁の「基本計画の見直しの必要性」のところ、「市町村」というところを「各地域」という表現にしているということ、それから14頁の(3)のところでは、後で行政職員の理解ということについては触れられているので、社会の理解ということにして行政並びに行政職員という表現を外したということで、その2点が

大きなところかと思いますが、何か御質問御意見がありましたら、いただきたいと思います。

○小澤委員

13頁の2の「基本計画の見直しの必要性」のところですが、主体者として「市町村」と表現した方が行政ということがイメージできますし、各地域となるとそこに住んでいる住民も含めてしまうことになるということ、中を読んでいくと6行目くらいから県や市町村と出てきますので、書くのであれば、「市町村や各地域」とか、「市町村及び各地域」と併記をした方が全体がわかりやすいのではないかと思います。

○山田会長

やはり、「市町村」という表現を外さないほうがいいのではないかとということですが。市町村にはいろんな地域のことも含まれているわけだから、ここは市町村の方がよろしいのではないかと御指摘ですがどうでしょうか。

○成田委員

私も市町村の方が適切ではないかと思えます。理由は、一つの柱として、NPOは仙台市から広がりを見せており、次は各市町村に広がって行くことを支援するという県の方向性がより良く伝わるということです。ただ、この今の書き方では、全般的にマイナスでまだ足りないからこれをやるんだというような書き方なので、もっと明るく、先ほど小林さんがおっしゃったように、もしかすると仙台市内のNPO活動というのはある一定のところまでできているのであるとするならば、次に我々が目指すところは、より市町村に期待をしたい、市町村に広がっていくことを、より豊かな県民生活の一つとしてというところをうまく明るく表現していただくといいと思います。市町村の方が読んだときに、この文章だけで、市町村だけがダメで、だから県がやると言われているようで、あまり積極的に取り組みたくないなど感情的になってしまう部分に感じた次第です。ですから、次は市町村でいきましょう、というような明るい感じにさせていただけるといいかなと思います。

それから、もう1点、同じように2段落目、3段落目にNPO活動の広がりが、わりとさっくりと書かれておりますが、もう一つの柱として、先ほど遠藤委員がおっしゃられたような新たな若者がNPOを組織として事業体として捉えているような流れもあり、これから指示していく対象ではないかなと思います。新たなところと言いますと、大きな流れが二つ、市町村と若者ということがあるので、この広がり部分につきましても、もし加えていただくのであれば、例えば若者ではNPOを通じて社会起業をしていくというような流れが生まれているとか書いていただくと、より具体的なイメージがわくのかなと感じた次第です。御検討いただければと思います。

○山田会長

はい。各地域というのは、これまでの議論からも市町村というものをあいまいにしない方がいいんじゃないかということ、だから市町村という表現の方がよろしいんじゃないかということですね。もう一つは、じゃあ市町村、今度はお前たちだよ、ということではなくて、少し前向きというか、元気が出るような語尾の結び方等で工夫をしていただけないかというのが一点目です。

それから、その次の段落も、NPO活動の広がりの中に、少しさきほどの若者たちの動きを一言添えて、中身がイメージできるように書いたらどうかという御意見です。

○大久保委員

私も先ほどのところは市町村と書いた方がいいと思います。やはり取組というスタンスから言えば市町村だと思いますので、そこはそれでいいかなと思います。

それから今の成田さんの話で、若者がNPOで起業しているという話ですが、若者だけではなく、中年層、シニア層もそうです。その「起業家」という言葉は仙台市では耳慣れているかもしれませんが、仙台市以外では以外にアレルギーを示す部分だったりするわけです。ですので、そこは少し表現をうまくしていかないと、逆に離れられてしまう可能性もあるかなと思います。今でもよく言われるのが「NPOと企業の違いが分からない」ということでもありますので、その辺はうまく表現していかないと、理解していくには質問が出てきてしまうような感じになるのではないかと思います。

○山田会長

先ほどの起業のところは、それだけではないということが伝わるような、なかなか難しいですが、工夫をしていただけないかという要望ですね。お願いします。

○西出委員

13頁の下の方の(1)のところ、「NPO活動の促進やNPOの自立等を支援するための基盤機能として」というところですが、NPOの自立ということと、自ら律する自律ということ、両方の支援が必要じゃないかと考えます。例えば最近いろいろな不祥事が出てきたり、NPOにとっても法の遵守であったり、社会的責任、倫理が問われているなかで、自ら律するという点についても、リスクマネジメントなども含め、何か支援するというようなことを入れていただくといいのかなと思いました。それから、「(4) 情報公開の充実と政策立案への参加機会の設定」ですが、情報公開の充実が一つあるんですけど、それとともに情報を発信することの充実という事も必要かと思いました。政策提言の役割がNPOに期待されるということで、そのために政策の策定から評価における政策立案への機会の拡充が求められると書いてありますが、その「政策立案」と「政策の策定から評価」というものの位置づけを、御説明いただければいいかなというのが一つです。

2章の後ろの方に戻りますが、12頁の下にも、NPOに求められるものとして、説明責任と情報公開というものがあり、こちらの方にも、情報公開と情報発信と両方書いてあるので、見出しの方にも「説明責任と情報公開」に加えて「情報発信」というようなことを入れるといいかなと考えました。以上です。

○山田会長

一つは、情報公開ということだけではなくて情報発信ということを表現したらどうかということ、それから、14ページの(4)の政策立案への参加機会の拡充については、策定から評価のすべてにおける参加機会の拡充と見なしていいのかなどうか、ちょっと御説明を、ということですね。ここの最後の2行の上のところと下のところとの関係はいかがか、という御質問ですね。お願いします。

○事務局

御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりです。これまでの審議等により修正を加えていく中で、用語の使い方や並べ方に少々混乱が生じている部分が出てきたのかもしれませんが、例えば、「政策立案」につきましては「政策の策定」と同じようなところもございますし、その辺の用語を同じような形にしていく等も含めて見直しをしたいと思います。

それから情報公開と情報発信ですが、本来は違うものだと思っています。ですから、この使い方もちょっと混乱しているところがあるかもしれませんが、その整理をした形で次回お示ししたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○加藤副会長

今の点の補足で意見を申し上げておくと、先ほど小林さんから「NPOの課題や今後望まれること」の話が出ました。ミッションやマネジメント能力、創造性は一般論としても分かるところで、それらも含め(4)の情報公開と説明責任を求められていることなどそれ自体について、第2章のNPOのとらえ方の中で、NPOの社会的課題やNPOの課題として認識し、そして第3章でそこを見直して支援や促進策に反映するというようにロジックが繋がらないといけないと思うのです。

お手元に西出先生の学生さんといっしょに調査させていただいた事業報告書の調査の冊子をさしあげておりますが、やはり、県がインターネットを使って事業報告書と決算書を全数公開するという決断を去年6月からしていることは非常に大きいので、それは市民団体やNPO側の説明責任と情報開示を促進するための施策として明確に位置づけてつながりがあるように書いていただくといいと思うのです。

それから、基本計画の見直しの中では、NPO側の情報の開示あるいは公開の促進や説明責任の支援ということと、行政側の事業の実施に関わる情報公開や情報提供の部分がごちゃごちゃになるんですよ。だから、項目を二つ別々に考えて、施策や計画の見直しの側にも、マネジメントや情報の提供や勉強という話以外に、特に説明責任と情報開示の支援という視点を、今回の計画に少し強く入れた方がいいのではないかと思います。

実際に調査させていただいて、やはり、残念ながら大多数の法人さんの事業報告書や決算書を読みと

っても市民の目から見てほとんど理解不能という状態のものが非常にたくさんあるわけです。そのようなものでいだろうとNPO側が思っていること自体がかなり危機的な状態なので、一定程度それは公開をし、かつ支援をしているということを位置づけておいた方が御理解いただきやすいかなと思います。

○山田会長

これは、第2章の12頁の(4)で、説明責任と情報公開を述べていて、これを受けて3章の方で、行政の役割としての情報公開とNPOが説明責任や情報公開を果たすための支援とを区分して明快に表現した方が良いのではないかとのご指摘です。ありがとうございます。3章はよろしいですか。それではここで、10時10分まで休憩に入りたいと思います。

(休憩)

○司会

再会していただく前に、二つほど事務局から連絡がございます。暖房の方ですが、途中からになると思いますが、入れていただくようにやっております。二つ目ですが、布施委員が所用がございますということで、45分になったら途中で退席される予定でございますので皆様よろしく願いいたします。では、会長よろしく願いいたします。

○山田会長

それでは、再会させていただきますが、小林委員から先ほどの御発言のことで補足がありました。2章の12頁の4の「NPOの課題や今後望まれること」について御意見あったのですが、先ほどおっしゃったような印象を受けるのは、どうも前の赤字の部分が消えたことにもよるのではないかと、その部分も少し入れていただくとむしろ御主旨の方に近づけるのではないかと御発言でした。その点を踏まえて前の文章も見ながら、また11頁の左下の3のところもあまりすっきりさせすぎたところがあるので、そういうニュアンスが薄らいだ点があるのではないかと気がいたしますので、このあたりをもう一度見ていただければと思います。

そでれが、4章と5章のご説明をお願いいたします。

④ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第4章及び第5章について

○事務局

ちょっと余計な修正を加えてしまったところもございますので、いただいた御意見の内容を確認しながら、いい形で元に戻したいと思っております。

(1) 第4章の説明

それでは、まず、第4章を説明します。

パブリックコメントまでの修正状況に関する資料の方の18頁をご覧ください。

前回の委員会での御意見に基づきまして、みやぎNPOプラザの「(イ)基盤整備機能」の④のタイトルにつきまして、「場」という表現を「活動拠点等」へ修正してございます。

また、「(ロ)広域的促進機能」の内容について、「著名な教授陣等による」という表現を、「推進や支援のための」と修正いたしました。主な修正箇所は以上でございます。

次に、資料4の18頁をご覧ください。上から2行目に「県は」と追加しております。委員会の中で主体が誰かという話が出て参りました。そのあたりも考慮して、今回修正してみたものですが、第4章の施策と事業というものは、県が行うことの表明でございますことから、第4章のまずはじめに、ここに、「県は」と、その旨を明確にしました。

一方で、第4章の各箇所にときおり出てくる「県は」という記載を全て削除しまして明確化を行って見たものです。

次に、19頁をご覧ください。これまでの説明にもございましたが、中間支援組織間での連携について新たに言及しております。

20頁の下の方の「二 財政的な支援制度の充実」の「①活動資金の支援」の中のファンドの説明箇所ですが、説明会での御意見を反映させる形で、寄付しやすい環境づくりとして、ファンドの財源確保について広報媒体の活用や寄付情報の提供など具体性を持たせた内容に修正しております。

21頁をご覧ください。上の方の「ホ NPO活動拠点の確保」につきましては、「遊休施設活用のガイドライン」と説明しておりましたが、具体的に何のガイドラインのことか説明が不足していたことから、詳細な説明へと修正いたしました。

次に、23頁をご覧ください。「ハ 教育・学術研究機関」ですが、「NPOがパートナーとして最も多く望んでいる協働の相手です。」という形で、ちょっと唐突な感じに現状の説明が入ってきているところがございます。一方、資料を確認すると、任意団体ではなくて、特定非営利活動法人の方で最も望む協働の相手が他のNPOという結果になっていたりしました。それから、この章は具体的なアクションを述べるところであるということもございましたので、ここを割愛する形で御提案してございます。4章の主な部分につきましては以上です。

(2) 第5章の説明

続きまして、第5章について説明します。パブリックコメントまでの修正状況に関する資料の方の24頁をお開きください。下の方の(3)ですが、前回、庁内連絡調整会議は、庁内の必要な体制の一種でありまして、そもそも庁内での情報共有や体制整備を前段で説明すべきではないかとの御意見がございましたので、大幅に修正しております。

25頁をお開きください。(4)及び(5)につきましても、前回の御審議をもとに修正しております。

(4)の地方機関におけるNPO活動の促進につきましては、本庁と地方機関との連携について強調いたしました。それから、(5)では、実態把握だけではなくて、活動分野や領域等によりまして、課題が様々であることも踏まえまして、課題解決に向けた体制を推進するという点について、新たに追加しております。

では、次に、資料4の24頁をご覧ください。1の宮城県民間非営利活動促進委員会につきましては、第1章で御説明しましたとおり、7頁の方の記載に集約したことから、大幅に削除しております。

真ん中あたりの、2の県庁内におけるNPO活動の推進体制ですが、第5章につきましても、第4章と同様に、その主体が県であるということから、タイトルの「県庁内における」という表現を削除いたしました。

その下の方の(2)行政改革プログラムに関する部分ですが、3月に新たなプログラムが示されたことから、その内容を反映させた形で修正しております。大事な部分なので、読み上げたいと思います。「行革推進プログラム2010におけるNPO」となります。「行政改革の基本方針である「行革推進プログラム2010」において、公共サービスは、もはや行政が独占的に行うものではなく、内容によって適切な提供主体が様々であるとし、共に地域を創っていく公共サービスの担い手として、多様な主体(県民、NPO、民間企業等)の潜在を高める支援を行うとともに協働・連携を推進することにしています。」という形になります。

続きまして、25頁をお開きください。(3)のタイトルの「本庁内」という表現ですが、前回わかりづらいという御意見もございましたので、「県庁各課」という表現に修正しております。県庁内に関する表現については、なるべくわかりやすいように、計画の全般にわたって修正を加えております。

(4)は、「地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所」ということで、限定的な表現になっておりましたので、「地方機関の関係部署」という表現へと修正いたしました。第5章の主な修正箇所は以上です。

○山田会長

はい。ありがとうございました。18頁の第4章から最後までにつきまして、ご質問、御意見いただきたいと思っております。主な修正点は、冒頭の文章で「県は」ということを明示したことによって、後段の県の表現を整理したということが大きいところかと思っております。

○西出委員

25頁の(3)の「県庁各課における情報共有と推進体制整備」のところ、「庁内連絡調整会議やその幹事会を開催し」とありますが、これは今までも実施されているものなのかと思うのですが、それを拡充するとか定期的に開催するとかそういった意味でしょうか。

○事務局

まだ、そこまでの検討には至っておりませんが、その前段としまして庁内での連携をする体制をここ

で表明したいということがあります。それを進める中で、庁内連絡会議や幹事会のあり方がにつきまして、こういった形がいいのではないかと発展があれば当然に直していきたいと思いますが、まずは庁内で必要に応じて連絡調整する形にしていくというところを言及する形にした思いでございました。

○西出委員

「開催し」というのは、例えば年に1回開催して形式的なものになってしまわないように、定期的開催するというような言葉を入れた方がよろしいかなと思いましたが、それから、パートナーシップ推進員も各課に配置するということがよろしいのでしょうか。

○事務局

各部の各課を取りまとめしている主幹課の補佐がパートナーシップ推進員になっております。

○共同参画社会推進課長

庁内の体制としては、一番上にNPO活動促進庁内連絡調整会議があります。これは副知事をトップにしまして、県庁内の各部局長が構成メンバーになっております。その下に幹事会があり、私たちの部の次長がトップになっておまして、各部の取りまとめの仕事をしている各主幹課の課長がメンバーということになっております。流れとしましては、まず幹事会の方で調整をしまして、その上で副知事がトップになっている調整会議で決定をするという流れになっているということです。

この流れとは別に、パートナーシップ推進員は、行政とNPOのパートナーシップについて、推進事業等も含めまして、よりいっそう推進しましょうということで、各部局の主幹課の補佐をメンバーにして、会議を開催しているというものでございます。

○加藤副会長

それが今までやってきたことなので、そのとおりに書いてあると思うのですが、例えばこの計画の見直しに至る過去5年間に何回開催されていたのか、そしてパートナーシップ推進員の方の会議あるいは研修も何回ぐらい行われたのかということを知りたいのだと思うのです。それを上回る目標や何かを設定するのではないかと、ほとんど現状と同じことに留まるとし、その現状がもしきちっと定期的に、あるいは課題があり解決しようとして開催されていないとすれば、書いても無駄だということになるのではないかと思います。

○事務局

御意見を参考にさせていただきながら、話し合いや検討をさせていただき、次回の委員会の方で状況や内容の訂正等も含めながら説明をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○山田会長

ここに関しましては、やはり県庁全体でNPOに対する理解と支援、促進を図っていくべきだということが皆さんの御意見の中にもあって、それをさらに推進していくべきだという皆さんのメッセージだと思います。中身を少し検討していただきたいことは当然ですが、ちょっと私の考えになりますが、最近、役所というのは所詮縦割りはどうも崩せないということがよくわかってきました。しかしながら、それはそれとして各部局の中でNPOを理解していく、そして各部局の中でのNPOの促進というのが図られるような体制を考えていかないと形ばかりのものになってしまうと思っています。縦割りが崩せないとすれば、その中でどうしていけばいいかということのを少し考える必要があるのかなということです。これは県だけではなくて、市町村などの自治体の中でも感じておりますので、ここでなんとかしろと言っても難しいかもしれませんが、そのような方向で各部局の理解を促進していく手立てをこれから考えていかなければいけないかなと思っております。どこまで表現できるかわかりませんが、この(3)につきましては、もう少し、県庁全体でNPOが理解されるような努力を担当課としてどうしていくかという工夫が必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大久保委員

山田先生がおっしゃったことと同意見ですが、県庁内部での目立つところというのはこのあたりに一番出てくるのだと思います。この連絡調整会議や幹事会というのは、ガイドラインに沿った委託事業を

決めていくというこれまでの流れで来ているとすれば、やはりここで10年間県の職員に対してNPOへの理解を進めてきているなかで、まだまだそういう意味では不十分という声はどこでも聞かれることでもありますので、やはりもう少し理解を深めるための機会を意識的に作らないとあまり進まないのではないかということを感じています。ですので、次に、「パートナーシップ推進員を設置し」と書いてありますが、少なくともパートナーシップ推進員になった方とか、幹事会の方々、今さらながらかもしれませんが、NPOの基本的な価値観とかこれからのあり方とかを学ぶ機会を作るべきではないかなと思います。そこを盛り込まないと「パートナーシップ推進員を設置し」だけで終わってしまって、その機会を得ずにまた担当が変わっていくという流れになっていくのではないかと思います。振り返って3回目の基本計画を見直すにあたって、この時期になってもまだまだNPO理解が進んでいないということ、マイナス評価かもしれませんが、きちっと評価をして、やはりもう少し踏み込まなければと考えていただきたい。そのことを示すような文言を入れていただきたいと思っています。

○山田会長

まとめますと、この(3)はちょっと物足りないということですので、少し御検討いただきたいと思います。

○小林委員

全体的なNPOの促進に関して、県庁の姿勢が問われているところかなと思うのです。前に室であったところが班になっているというのも、市民レベルからするとちょっと問題視されているところでもあります。そういう意識が庁内にないのではないかということです。それから、お聞きしたいのが、例えば、皆さんのNPO促進の窓口のところに何か御相談があって主管課につないだということがあるのかどうか。仙台市での活動例ですと、うまく行かないときには、促進する課に「仙台市はNPOを促進するとうたっているではありませんか」と言って応援してもらって、関係課と話し合ったようなこともしていました。さっきのパブコメの不足などから考えると、これほどの計画があって何が私たちにメリットがあるのかというところの伝わり方が足りないかなと思ったのです。NPOの側もこれが計画できちんと位置づけられていればこそ、自分たちの活動にこういう利点が出てくるし、これは県の姿勢を表していることだから、それがバックアップされて自分たちの活動が充実するのだということをもう少し伝わっていたならば、もう少しいろいろな意見が出てきたのかなと思います。もう一つ大きく言うと、市民側、県民側、サービスを受ける側で、行政サービスとNPOが提供するサービスとの違いや、なぜ県がNPOを応援するのかというところの実際的なところが伝わっていない。これは、計画を立てる委員会に参加した時の悲しさなのですが、冊子にまとまると本棚に収められてそのままになってしまうところを、使ってもらえるものとしてどう意識づけていくのか、そこが要だと思うのです。ですから、この計画は計画としてきちんと作っていきたいのですが、それを今度普及させていくときにもっと身近なものとしてとらえて行くような広報が必要です。そして、そのために、先ほど言ったようにNPOの促進班は頼りになるところだから、自分たちが何か事業を起こしたいというときには、そこがつかないで担当課にいっしょにお話を持っていくなど庁内での役割もあるのだということも職員の皆さんがまず認識し、この推進員や幹事会の皆さんに伝えていくようなものになればいいなと思いました。そう考えていくと、やはりこの表現はとても薄いので、その辺がうまく盛り込めていけたらいいのかなと思うのですが、私の考えが間違っていれば、皆さんでもんでいただければと思います。

○山田会長

(3)の表現や中身についての御検討もあるわけですが、もう一つは、それと関係があるかもしれませんが、あるいはできた後の計画書の使い方と、それからその中における担当課の役割や有り様をお考えいただきたいということです。ただ、それをこの中に盛り込むかどうかということはなかなか難しいかもしれませんが、作っただけで終わるのではなくて、この使い方、それから、それを運用する窓口である担当課の役割を十分考えて行動していただきたいというメッセージかと思っています。

○成田委員

5章で赤いところがだいぶ削除されております。とてもすっきりとして読みやすいかなという一面もあるのですが、5章の認識として私が考えていたのは、体制づくりには三本の柱がありますということで、一つは外部の有識者の委員会です。二つ目は県庁が主体となって何を推進していくかという体制で

す。三つ目は市町村との連携をします。さらに、その柱を基本計画の見直しをして推進していきますというような、ある意味主体が明確であったように認識していたのですが、今回、すっきりされた分で、1番目の非営利活動促進委員会が唐突に「県に基本計画の…」以下御説明が出ておりますと、外部の有識者によって県民の視点でこの活動がレビューされているかどうかということが伝わりにくくなってしまっているのではないかと感じます。むしろ消された部分を少し、全部とは申し上げませんが、そのあたりを一筆書かれた方が読み手としてはわかりやすいのかと思います。2番目につきましても、県庁内というのを消されてしまったので、5章で推進体制について何かなと思ったときに、また出てくるとなると主体がぼやけてしまうようなイメージがあるのですが、その辺についても御意見をいただければと思います。

○加藤副会長

あと一つ、24頁の第5章の2の下のところ、県の行革の基本方針が載っていますが、高度な日本語が使われていて、多様な主体の潜在を高めると書いてあるのですが、日本語としてよくわからないのですが、潜在を高めるとするのは日本語としてあまり正しくないのではないかなと思うのですが、潜在力とか潜在的な力を高めるとなっているのだったらわかるかなと思うのですが、ちょっとこれは日本語として変かなと思います。

それから、やはりいろいろ意見が出た庁内の体制その他のところは、成田さんがおっしゃっていたように全体の章がこの第5章の体制づくりでそれぞれはっきりするというと同時に、前の第4章もそうですが、何をどうしてあるかということが書いてあってもいいのかなと思います。過去に遡って同じような文面が書いてあるところを評価できないですね。つまり、作る、設置する、過去5年間何回開いたのかということ、正直困ると思うのですが、その実態が評価なのであって、逆に数値や数の入った目標とかが、何でも数値化すればいいということではないけども、少なくともそういうことを後に評価することが可能な目標を計画の中に入れ込まないと、計画はほとんど絵に描いた餅になるという典型的なケースだと思うのです。できるだけ実態を把握した上で改善をするということを明示する、計画というのは抽象的なお題目をあげるのではなく、実態ができてないとすれば、これをどの程度改善するのか、あるいは庁内連絡会議の時代は終わったんだというのなら止めた方がいいと思うのです。制度や設計の整備の段階で庁内連絡会議のようなものが必要なのですが、今既に10年間施行してやってきて、今必要なのはそれぞれ現場の各課でNPOとのおつき合いがある中で、何が課題で何を改善しなくてはいけないかということを進捗員の人たちに自分たちの課の中のことを調べさせていっしょに検討するような会議の方が本当なら必要ではないですか。そういう課題の変遷についてまったく考えられないという状態が、名目上の会議を作るという状態で終わっているのがそのせいかなと思うのです。もっと早く言わなくてはいけなかったのですが、今頃になって言って申し訳ないのですが、やはりこのあたりは再検討がいるかなと思います。

○山田会長

成田委員からは、この5章の冒頭のあたり、削除部分をもう少し見直して、場合によっては一部戻さないところでのメッセージがきちんと伝わらないのではないかなということと、「県が」ということが先に書かれているのでということだったんですが、やはりもう一度繰り返しても県ということを表示しなければいけない部分もあるのではないかなということでした。

それから、加藤委員からは、25頁の(3)の県庁のこれからの推進体制について不十分ではないかということで、その中身につきましては、加藤委員からお話がありましたが、これまでの取り組みを踏まえてその改善などの目標を明示し、今後次のステップにおいて評価可能な表現をしていくという姿勢が大事ではないかということでした。私も同感でありますし、皆さんの御意見もそうかなと思いますので、ここににつきましてはもう少し前に向けて御検討いただきたいと思います。

○西出委員

先ほどの加藤さんの御発言とも関係するのですが、少し戻って7頁目の方に宮城県の施策の現状と課題のところ、庁内連絡調整会議や委員会のことが書いてあります。既に、庁内に3つの機関を設置していますとか、推進員を設置していますという現状はあるのですが、おっしゃるとおり設置した結果、どのような成果をあげたのかということが、この現状と課題の部分でも見えないのかなと思います。実態調査をもとにした現状と課題であったり、例えばサポートローンの方では融資実績は融資枠の三分の

一程度でありと具体的な数値を題している部分があるのですが、庁内の体制の部分についてはその辺がないので、もう一度見直していただいて、そこと結びつく形で、では今後どうすべきなのかという具体的な目標値というものが示せるのであればそうしていただけるとありがたいなと思います。

○山田会長

加藤委員の話を補足していただいたのですが、7章のところに実態が書かれているわけで、場合によっては一部書き足さなくてはいけない部分もあるかもしれませんが、ここと先ほどの第5章の25頁の(3)がつながるような形で今後の整備体制をうたっていただきたいということで補足をいただきました。ありがとうございました。

○加藤副会長

先ほど西出先生から出していただいたところに関係して、自立と自律なんですけど、19頁の施策の柱の2のところですね。前の章の方で、そういう言い方と情報の開示を課題としてあげていただいた結果、施策をどうするかとうところが、19頁の施策の柱の2という一番下の(2)のところにあります。この「NPOの自立促進」ですが、もう一つの「自律」も基本的には入れた方がいいのではないかと思います。一つが理解への促進ということで、広報と啓発と情報提供となり、②が特定非営利活動法人の事業報告書等の公開となっておりますが、これが単なる理解の促進のためだけではなくて、団体自身の責務を果たすということを通して透明性の高い説明責任を果たせる団体になっていただくことの支援として、明快にインターネットも使った情報の開示をしますとします。情報の開示自体は既に公開しているので、その利用の促進もいたしますと、つまり県民にそれを周知する、NPO法人についてわからないというときには、事業報告書を見てくださいと言えりような周知もしますということまでを施策として入れるとわかりやすくなるのかなと思います。「財務情報」をとって「事業報告書等」としてありますが、法律上は「事業報告書等」ですが、一般的概念としては、「事業報告書及び決算書」の方が普通の人を読んだときには、決算書が公開されているのかとわかると思いますので、できればそのように直すということで、②の書き方とイの表現の仕方をちょっと工夫すれば、情報開示を含めた表現にトータルなるのかなと思います。

○山田会長

先ほど私がコメントや確認をすべきだったのですが、西出委員の言われた「自律」を併記していく必要があるのではないかとということがありましたので、それは今、加藤委員にもう一度確認していただきましたけれど、19頁の下のところでも書き込んでいただきたいと思います。「自律」のための支援促進ということも大事でないかという御指摘です。

それから、②につきましては、決算書等も含めて表現して、この中身を少し膨らませていただけたらということですね。

ほかはいかががでしょうか。ポイントは5章の25頁の県庁のいっそうの推進体制をどうするかもう少し具体的にこれからの展開につながるような形で御検討いただきたいというところですよ。

○事務局

先ほどの「自律」の関係でございます。施策の柱2として「NPOの自立促進に関する支援を実施します」ということで、大きな柱としてタイトルになっております。その大きな柱としてタイトルとなっている自立という字または表現そのものを変えていこうとするのかどうかというところで、大きなところですので、御審議いただければと思います。

○山田会長

はい。「自律」をどの段階で入れるか、最初の方から入れるべきか、今議論となった後段のところに入れていけばいいのか、そのあたりいかがでしょうか。

○大久保委員

この「自律」は前に出てきていないですよ。この13頁のところにもし入れるとすれば、「自律」は何であるのかということを出さないとちょっとわからないと思います。何を意味しているのかということです。それがわかるのであれば、次に大きな柱の中に入ってくるということになると思うので、どれ

だけ重要なのかということをごどこかで盛り込まないと言えないですよ。その辺は13頁のところいきなり出てきていいのかわかるかですよ。

○山田会長

今まであまり議論されなかったし、また表現もされなかったのですが、今日の検討の中で、これからNPOが自らを律していくということも大事だということが確認されれば、現状認識のところでも触れていくべきではなかろうかということで、その部分を足していただいて、さらに方針のところでもこの「自律」を入れて続けてはどうかということですが、途中で矛盾が出てこなければいいのですが、どうでしょうか。

○加藤副会長

最初から入れた方がいいかと思います。

○山田会長

やはり新しい今のNPOの位置づけとして「自律」も重要ではないかということがこの場で確認されれば、若干前後の点検は必要ですが、現状認識のところからあるいは課題のところから「自律」を入れていくべきではないかという方向で全体を修正していただいてよろしいでしょうか。

○大久保委員

皆さんは何が課題となっていると考えて、「自律」に対する支援や促進をしていかななくてはならないと思っているのか、ちょっとお話をしないと共通の認識を持ってないと思うので、皆さんにお伺いしたいと思います。

○山田会長

先ほど、加藤委員からはいろいろな団体における役割として自律の重要性をうたわれたわけですが、他の委員の皆様からはいかがでしょうか。

○小林委員

私たちはそんなに大きいことをするつもりはない、とNPOの方から話を聞いたときに、国の政策で市町村も指定管理あるいは委託をNPOへやってほしい、あるいはやらねばならないという担当課の方の強い要望で事業として受けざるを得ないというようなこともしばしば聞くことがあります。それが自分たちで選びとったものであればいいのですが、自治体との付き合いが長くなると付き合いでやらざるを得ないという立場になってしまう場合もあって、岩手県のNPOの問題なども人ごとではない状況と見ております。そういう意味では、「自律」という中に、自分たちのミッションと照らしてどうなのか、これは取り上げるべきなのか、そうではないのかということも問われているのだと思います。NPOにもそうですし、行政関係者にもそういう点の自覚を促して、きちんと把握していただきたいということで、私は「自律」をそのように思っています。

○小澤委員

現状と課題のところにも書き込みを加えた方が良くということを前提にすると、基本的に、県のNPOの現状と課題がNPOの活動実態意向調査から導き出している現状と課題なので、そこから出てくるのですかというのが、一つだと思います。ですから、要するにそういった意味でいうと、これに基づかないところで課題という形で表記をすることになると思うし、今一つは生協や一般の企業を含めて、社会的な要請としては当然にガバナンスとか内部統制といった自律はまさにまったなしの状態なんですね。だから、そういった社会的な情勢に触れて、NPOにもとといった大きなところから課題へと持っていった方がいいのか、そこは整理しなくてはならないと思うのですが、あと一方で悩ましいのは、この後の5年間の基本計画に、どのようなレベルで入れるかということが一つあると思うのです。やはり、NPOによっては、報告書すらまだ充分作れないというところが多い中で、5年スパンで作っていく計画の中にどこまでそのレベルを求めるのかということについて検討する必要があるのかなと思いました。

○山田会長

今のご指摘は、現状と課題ということから受けるとすれば、一つは実態調査からそれが言えるのかどうかということ、もし言えないとするならば、昨今の社会的要請から表現をする方法もあるのではないということ、それからもう一つは自律を、どの範囲までということもありますが、対象をどのレベルまでそれを求めていくのか、そのあたりも少し検討が必要ではないかという御指摘ですね。

○加藤副会長

今の小澤さんの整理でわかりやすくなるのではないかと思います。NPOを取り巻く現状と課題の中で、県の方の調査だけではなくて、私どもでやった、西出先生のところでやった調査のデータなどを見ていただくと、やはり少なくとも団体の活動を社会に報告をするという法律で義務づけられていることが、形式上は果たされているけれども、実態的に果たされていないという現状がかなり広範に見られます。この点でも、団体の組織運営上での自律、自らを律していくというガバナンスに関わることや情報開示に関わることに課題があるということ、3、4頁のあたりでもう少し書いてもいいのかなと思います。それをきちっと書いた上で、12頁の4で「NPOの課題や今後望まれること」に書かれていることが圧倒的に「自律」の課題ですので、そのことは、小澤さんがおっしゃったように、組織の統制やSR、ソーシャルリスパンスビリティの問題で要求されていて、ISOの2600に間もなくなりますとして、それはNPO法人も当然ながら対象ですよということです。そして、社会の動きがそうなっているので、単に自主的に独立をしている「自立」だけではなく、例えば意志決定が本当に民間だけでできているのかなども含めて、天下りするほどメリットはないと思いますが、ちゃんとした自己統制をしているのかということが要求されているというように、課題や今後望まれることの上の文章のところに、社会的要請でそういうNPOのガバナンスや自己統治がしっかりしていることが要求されていますということを書いて、最終的に方針のところに、二つの自律を盛り込んで、施策の柱のところでも具体的にそれを含んだ施策を展開するというようにした方が全体的に話が整理できるのではないかと思います。

○山田会長

今まとめていただきましたので、繰り返しはいたしません、今のような方針で御検討いただくということでもよろしいですか。実態としても資料があるわけですので、そういったものも踏まえながら、3、4頁のところを、それから12頁の4のところと、後の方針等についても「自律」を入れていただくという方向で修正をいただきたいと思います。

まだまだいくつかがあったかと思いますが、大きなところは県の推進体制ということと、今の「自律」の取り扱いの2点かと思います。

では、これからの進め方について御説明いただけますか。

○事務局

次の第2回を5月31日に予定しております。ゴールデンウィークを挟む形でもあります。実際に内部で検討して御相談するという時間は実際はあまりないのかと思います。本来であれば、皆さんに案をお示ししてということにすればベストなんです、大変申し訳ありませんが、よろしければ山田会長と加藤副会長に御相談させていただきながら、進めさせていただいて5月31日にその結果としてお示ししたいと思うのですがいかがでしょうか。

○山田会長

今のような扱いでよろしいですか。

○大久保委員

5月の時は最終で、もう修正はないというふうにとらえていいですか。

○事務局

今回は大幅な修正の方に入ると私は思っているのですが、こういう大幅な修正はなかなか厳しいかなと思っておるところがございます。

○大久保委員

私としては、県の施策の県庁内のことの具体化と、先ほどの柱の2に入っています自律に関する項目

がどこに入ってくるのかということも確認したいと思うのですが、それが当日であまり変更ができない状況になっているということであれば、事前に私たちが見る機会を得たいと思うのですが。もう今日のお話だけで修正されていくということになるのでしょうか。

○事務局

私の説明が良くなかったのですが、大幅な修正というのは、例えばですが、今回は「自律」というのは今までなかったものを新たに計画全体に入れることとなります。このくらい大きいのは勘弁していただきたいと思っているわけですし、自律の含め方について、このような形の方がベストだというような修正は当然にお受けして、修正していきたいと考えております。

○小林委員

先ほどの県庁内のことがある程度まとめましたら、全部完成しなくても、その部分だけでもちょっと見せていただけるとありがたいなと思います。

○山田会長

全体の骨格が崩れたりというようなことがないようにということが一つはありまして、今日出されました県の体制についての細部の検討は次回していただいて、場合によっては修正もありうると、それから、自律の入れ方等についても、次回での御意見によっては修正はあり得るというレベルでの検討ということで御理解いただくと。ただ、小林委員から、県の体制については箇条書きでもいいですよ、どこまで考えているかということは事前に知りたいので、その部分だけでも見せていただけないかという要望ですがよろしいですか。

なかなか決着までは行きませんが、大事な話が出ており、安易に決着はしない方がいいかと思しますので、事務局の方も大変かと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

ということで、今日の議事は終了してよろしいですか。大変ありがとうございました。

4 その他

○司会

大変ありがとうございました。では、時間が参りましたが、最後にその他として事務局から連絡事項がございます。

○加藤副会長

一つだけ。次回の日程の時間は、前に聞いていたのでは午後1時からだったかと思うのですが、これは変わったのですか。

○事務局

申し訳ありません。私のミスです。本日中に正しいものをファックスとメールで御連絡いたします。

次回5月31日につきまして、通知を差上げたところですが、修正が必要ということでございまして対応させていただきたいと思っております。

それから、今年は3回開きたいと考えておりまして、秋以降年度末までの間にもう1回開きたい考えておりますのでよろしくお願いいたします。審議事項につきましては、現在、調整、検討中でございます。ご相談するかもしれませんが、そのときにはよろしくお願いいたします。

5 閉会

○司会

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうも大変長時間ありがとうございました。